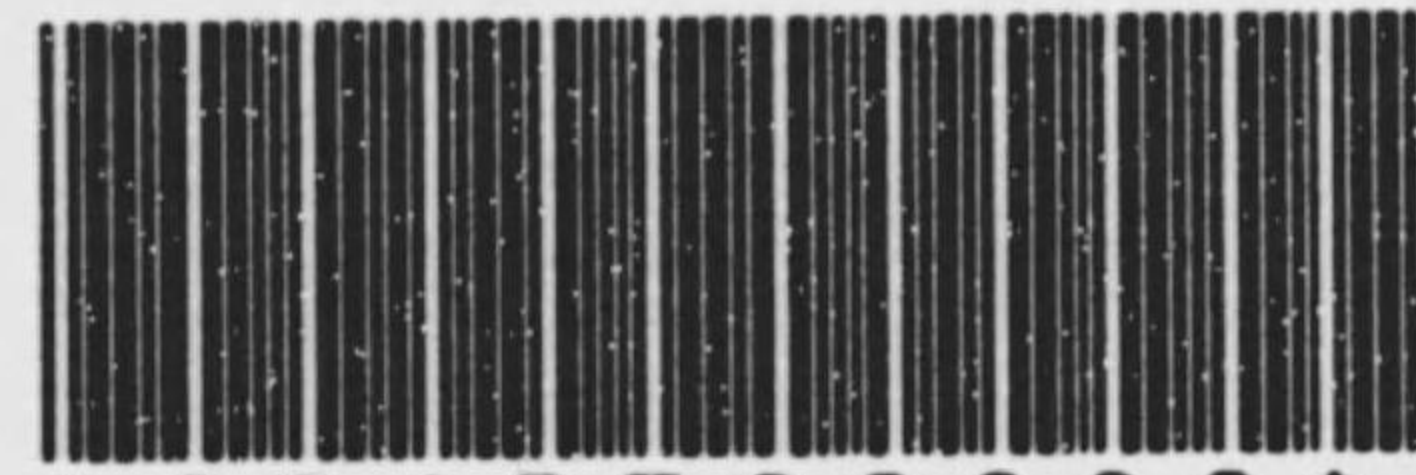


CZ
891
1

禁電子式複写



0015762000

0015762-000



CZ-891-1


証券処理調整協議会関係法令集

証券処理調整協議会総務課・編

証券処理調整協議会

1948

ACF



Ci
80
1

447P-22

Ci
89
1

二十三年十月

證券處理調整協議會

關係法令集

證券處理調整協議會

目次

有價證券の處分の調整等に関する法律について……………(三)
有價證券の處分の調整等に関する法律……………(二二・法八)……………(三)
同施行に關する勅令……………(二二・勅七三)……………(三)
同法施行に關する閣令……………(二二・閣九九)……………(二六)
昭和二十二年政令第九十一號……………(三三)
證券處理調整協議會規約……………(三三)
證券處理調整協議會業務規程……………(四二)
證券處理調整協議會會計規程……………(五)
證券處理調整協議會手数料準則……………(五七)
參照法令(抄)
 會社の解散の制限等に関する件……………(二〇・勅六五七)……………(五)
 昭和二十年勅令第六五七號の施行に關する省令……………(二〇・大令九七)……………(五)
 持株會社整理委員會令……………(二二・勅二三三)……………(六)



974178

会社の證券保有制限等に関する件……………(一一・勅五六七)……………(六五)

令社の證券保有制限等に関する勅令の施行に関する件……………(一一・閣八三)……………(六五)

企業再建整備法……………(一一・法四〇)……………(六六)

企業再建整備法の整備計画についての經理に関する認可基準……………(六六)

企業再建整備法の整備計画についての認可基準……………(六六)

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律……………(二一・法五四)……………(六九)

昭和二十二年法律第五十四號第五條に規定する處置に関する政令……………(三・政三九)……………(七一)

昭和二十三年政令第四三號(私的獨占禁止法施行政令)……………(七一)

過度經濟力集中排除法……………(二一・法二〇七)……………(七三)

證券取引法……………(二三・法二二五)……………(七四)

有價證券の募集又は賣出の届出に関する規則……………(二三・SEC規則十號)……………(七六)

閉鎖機關令……………(二一・勅七四)……………(七七)

事業者團體法……………(二三・法一九一)……………(七八)

有價證券の處分の調整等に関する法律について

第一、本法制定の趣旨

財産税の徴收、財閥の解體、戦時補償の打切、特別經理會社の整理に伴う企業の再建整備等の爲に我國株式總額の半額に近い巨額の有價證券の移動が行はれつゝある。即ち第一に戦時補償特別措置法による課税の結果國庫に納付される株式及び財産税の賦課により物納として國庫に納付された株式その他解散團體より沒收して國庫に歸屬した株式等。

第二に廣い意味の所謂財閥解體に伴ひ處分せられる株式については持株會社整理委員會で信託讓渡を受けた持株會社の分及び財閥家族の分。この外に勅令第五百六十七號の規定に基き前記以外の制限會社等が處分を必要とする株式も相當額に達する。

第三に閉鎖機關の所有する株式。

第四に獨禁法に基き、現在早急にその處分を要請せられてゐる株式。

四

第五に特經會社の株主又は債權者が企業再建整備法により讓渡し得る新株引受權。

即ち上述の様な五つの原因に基いて移動を豫想される株式又は引受權の額は巨額にのぼるものと推定される。

而してこれ等の巨額の有價證券は政府の所有するものについては、歳入に充てる爲急速に現金化を必要とし、亦持株會社整理委員會、閉鎖機關整理委員會に於ても其の目的達成上急速處分を必要とするのである。従つてこれ等の巨額の有價證券の處分をその儘放置して置くときには、各機關において處分しようとするこれ等の有價證券が時を同じくして證券市場に殺到し、競合して證券市場を著しく混亂せしめ、これが爲に證券價額も不當な低落を見るに到る様なこととなり、これ等有價證券の處分は到底圓滑に行ひ得ないのではないかといふ惧れがあるのである。従つてこれ等の有價證券を圓滑に合理的な價格をもつて處分するには、各機關が相互に協調して、處分すべき有價證券の處分の時期、價額、數量等に所要の調整を加へて一定の計畫の下に順序よく處分して行くことが必要である。他面經濟の民主化、有價證券の大衆化の見地からは、これ等の有價證券の處分に當り、特定の者に對して過當に多額の證券が集中する様なことを避け、廣く國民の間に分散せしめる様極めて公平にこれを配分しなければならぬのである。その爲には處分に関する事務は、これを統一的に處理し、各株式の

最終の所有者 明かならしめて置くことが必要である。

以上の目的から、これ等の有價證券の處分の調整を圖る一元的な機關として各機關の代表者からなる證券處理調整協議會を設置し、その運営の完全を圖るとともにこれに必要な法的措置を講ずる爲「有價證券の處分の調整等に関する法律」が制定せられたのである。

第二、本法の概要

(一) 本法の目的

本法の目的は既に第一の制定の趣旨において述べた如く財産税法に基いて國庫に納付せられる有價證券、戦後經濟の民主化を圖るために處分せらるべき有價證券等多額な有價證券を圓滑且公正に處分し、經濟の再建整備を促進すると共、株式のより廣汎なる再分配を實現して産業の基礎を民主的にらしめる爲有價證券市場の状況に應じてその處分の時期、價額、數量の調整を行ひ、他方この有價證券を廣く國民の間に公正に配分することにある。(法第一條)

(二) 指定證券

本法の對象となるべき有價證券を指定證券と稱する。

その範圍は法第二條に明示する所である。

(三) 證券處理調整協議會の組織

前述の如く指定證券處分の調整機關として、證券處理調整協議會がこれに當る。協議會は指定證券を所有する各機關の代表者である協議員を以て組織する。(法第四條)

協議會には、右の協議員の外常時聯合軍最高司令部經濟科學局の係員が、「オブザーバー」として出席する。

協議會には議長を置き、協議員の互選により協議員の中の一人を以てこれに充てる。議長は協議會の會務、總理し協議會を代表するのである。(法第五條)

(四) 證券處理調整協議會の職務

(1) 協議會の職務の第一は、指定證券の處分に關する計畫、處分の時期、處分順位及び處分價額の調整に關する事項である。

指定證券の譲渡については、その譲渡の計畫に關し、豫め協議會の承認を経ることを要し、(法第三條)、指定證券を譲渡しようとする者は、原則として協議會の定める規約に従つて、譲渡の時期、價額、數量その他譲渡に關し必要な事項を記載した計畫書を作成して協議會に提出しなければならぬのである。(法第七條第一項)但し勅令第五百六十七號の規定に基き指定會社、從屬會社若しくは關係會社又は同令第五條第一項の規定に該當する者が譲渡すべき株式及び出資證券(從業

員に譲渡する株式を除く。)については各會社は同令第四條又は第五條の規定により持株會社整理委員會に株式處分計畫書を提出し、整理委員會がその計畫を綜合した上で、綜合計畫を協議會に提出することになる。(法第九條第一項)

協議會が計畫書(受理したれば、これ、検討し、有價證券市場の狀況を勘案して、計畫書の内容が、指定證券の譲渡を公正且つ圓滑に實施し得ると認められた時は、その計畫書を承認するのである。

(法第八條第一項)。

協議會が、計畫書に記載された事項のうち、指定證券を公正且つ圓滑に處分し、その分散を圖るに不適當であると認められた時は、計畫書を承認せず又は所要の修正を加へた上承認することができるのである。(法第八條第二項)。

右の如く指定證券を譲渡しようとする者は必ずその計畫について協議會の承認を受けた上でなければ譲渡することができない。

譲渡に關する計畫書の承認に當つて、協議會が指定證券の圓滑且つ公正な處分を圖る爲必要と認められた時には、關係各廳官吏、指定證券を所有せる者又は證券の取引に關し特別の知識經驗を所有する専門家に對して、協議會の會議に出席を求めた上その意見を徴することもできるし、又は有價證券市場の狀況その他協議會の職務執行上の參考となるべき事項について、報告を求め、資料又は情報の提出

を求めることができる。(法第十三條第一項)。

協議會が計畫書について承認又は不承認の處分をしたときは、その提出者に對してその旨を通知する(法第八條第三項)が、計畫書の提出があつた日から三十日以内に承認又は不承認の通知又は特別の指示を協議會がしなかつた時には、期間の満了の日に計畫書について協議會の承認があつたものと看做される。(法第八條第四項)。

尙持株會社整理委員會は、指定會社、從屬會社、關係會社に對して、その綜合計畫につき協議會の承認がなければ勅令第五百六十七號第八條の規定による持株處分の計畫書の承認をなすことができないのである。

(2) 職務の第二は指定證券の處分の斡旋に關する事項である。即ち指定證券の譲渡に關する計畫書について協議會の承認を受けた各機關及び持株會社整理委員會より勅令第五百六十七號第八條の規定により株式處分計畫書について承認を受けた者はその指定證券を譲渡しようとする時には原則として協議會に委託して譲渡しなければならない。(法第十條第一項本文)但し命令の定める場合はこの限りでなく本法施行勅令第五條はかゝる場合を列擧してゐる。委託を受けた協議會はその承認した計畫に従つて委託者の代理人として指定證券を譲渡しなければならないが、市況の變化その他やむを得ない事情の爲、その承認した計畫通り指定證券の譲渡が出来なかつた時には、協議會は計畫を變更して處

分することができる。尙計畫を變更した時は協議會はその旨を委託者に通知する。(法第十條第二項、第三項、第四項)

又特經會社は獨禁法第一百七條の規定により定められる命令(法第十一條)の規定により譲渡する有價證券の處分を協議會に委託し得る。又同命令によれば特經會社以外でもある種の株式については公正取引委員會はその處分を協議會に委託すべきことを命ずることが出来る。更に特經會社の株主又は債權者は企業再建整備法の規定による新株引受權の處分を協議會に委託し得る。

以上の如く協議會が指定證券の譲渡の委託を受けたならば、その承認した計畫に従ひ譲渡するのであつて、協議會は賣出の公告をなし、割當を行う等指定證券の賣買を協議會が各機關に代つてその事務を處理することとなる。

尙協議會は指定證券又は第十一條の證券、新株引受權の譲渡について委託者から一定の手數料を徴収する。

(3) 職務の第三は株式又は出資證券の報告に關する事項である。

財閥の解體を中心として日本經濟の民主化を目的とする種々なる措置が講ぜられているが、有價證券の配分についても極力これを國民の間に廣く公平に分散することが必要であつて特定の者に過度に有價證券の集中することはこれを防止しなければならないのである。處分せられた株式の最終の株主

を明確にする手段として株式に關する事項の報告規定がある。即ち政府の指定する會社その他の法人所謂指定法人は一定の日における株主名簿又は出資者名簿に記載された株主又は出資者の住所及び氏名又は名稱並びに各株主の有する株式の種類及び數又は各出資者の有する出資の口數を協議會に報告することに定められてゐる。(法第十四條第一項)而して爾後は報告したる事項につき暴動を生じた都度、指定法人はその旨を協議會に報告しなければならないのである。

尙會社は商法第二百二十七條第一項により無記名式の株券を發行し得るが、無記名式株券は株主が誰であるか判明せず法第十四條の目的に合致しないので指定法人は無記名式の株券を商法の規定に拘らず發行することができないことになつてゐる。従來の無記名式株券を有する指定法人の株主は、その株券を記名式にした後でなければ、その権利を行使することができない。(法第十五條)

(4)職務の第四としては、證券に關する統計及び株式市況の調査並に弘報宣傳に關する事項がある。即ち協議會がその職務を執行する上に必要な統計等の資料を作成し、市況の分析調査を行い併せて株式民主化に關する弘報宣傳を行うのである。

(五) 證券處理調整協議會の決議方法

協議會が指定證券の讓渡に關する計畫書の承認をなしその他種々なる職務上の事項を決議するときには必ず協議員全員の意見一致によることを必要とする。(第六條第一項)従つて協議會にその代表者

を送つてゐる各機關が協議會の決議事項に従うべきことは當然である。

たゞ協議會の議長の選任及び解任の場合だけは多數決によつてこれを決することに定められてゐる。(法第五條第三項)

(六) 證券處理調整協議會の事務局及び職員

協議會は以上の如く種々なる職務を實行するがその具體的事務を處理する上に下部機構が必要である。この爲協議會には事務局を附置し、これに必要な職員を置くことに定められてゐる。

協議員その他協議會の職員はすべてこれを公務に従事する職員即ち公務員とみなし、公正なる立場で職責を果すことが要求せられてゐる。これ等の職員は株券、出資證券、社債券又は營團債券等を自ら賣買し或は他人がこれ等の有價證券を賣買する場合にもこれに關與してはならないことになつてゐる。但し法令に基く職務の執行として有價證券を賣買する場合とか、協議會が承認した場合には、賣買をなすことができる。(法第十八條第二項)又協議員その他協議會の職員又は職員であつた者が、その職務執行上知り得た秘密を漏し又窃用したときは、公務員であるといふ立場から處罰される。

(七) 證券處理調整協議會の規約

協議會の運営に關し必要な事項、その他指定證券の讓渡に關する計畫書の作成に關しても必要事項は規約で定めることになつてゐる。而して協議員以外の者をも拘束する規約は公表する必要があるか

らこれを決定したとき及び改正したときには公告することに定められてゐる。(法第七條第八項)
公告に關聯し、協議會の事務局の所在地及び協議會を代表する議長の住所氏名等は一般に衆知せしめて置く必要があるものでこれを命令の定むる手続きに従つて公告することに定められてゐる。(法第十七條第二項)

(八) 証券處理調整協議會の經費

協議會は事務局を持ちこれに所要の職員を置き、法第十四條に規定する株式等の報告に關する事項を整理する等その職務を執行する上に種々經費を必要とするが、この經費は協議會にその代表者を送つてゐる國、持株會社整理委員會及び日本銀行と閉鎖機關整理委員會がこれを負擔するのである。この外命令で指定された者が協議會のメンバーになつた場合は、この者も當然經費を分擔することになる。

(本稿は本協議會の既刊パンフレット「証券處理調整協議會について」に掲載された現大藏省理財局長伊原隆氏の解説を基として本法のその後の改正に従つて筆を加えたものである。)

有價證券の處分の調整等に関する法律

(昭和二十二年法律第八號)

昭和二十二年一月十七日公布
同 年三月十八日改正
同 年十二月十一日改正
昭和二十三年七月二十九日改正

第一條 この法律は、財産税法に基いて國庫に納付せられる有價證券、戦後經濟の民主化を圖るため處分せらるべき有價證券等多額の有價證券の處分を圓滑且つ公正ならしめるため有價證券市場の状況に應じて、その處分に關する時期、價額、數量等に所要の調整を加えらるるに、廣く國民の間に
有價證券の分散を圖ることを目的とする。

第二條 この法律において指定證券とは、左に掲げるものをいう。

- 一、政府の所有する有價證券
- 二、持株會社整理委員會が、持株會社整理委員會令第一條の規定により指定を受けた會社又は個人から讓渡を受けて所有する有價證券
- 三、閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關の所有する有價證券
- 四、昭和二十二年大藏省令第一號第一條に規定する特別財産に屬する有價證券
- 五、昭和二十一年勅令第五百六十七號(會社の證券保有制限等に關する件)の規定に基いて同令第

一條に規定する指定會社、從屬會社若しくは關係會社又は同令第五條第一項（同令第十七條において準用する場合を含む）の規定に該當する者が譲渡すべき株券及び出資證券（同令第六條第一項第一號における者に對し譲渡する株式を除く。）

六、削除（二三、七、二九改正）

七、前各號に掲げるものの外、命令で定める有價證券

前項において有價證券とは、國債證券、地方債證券、株券、出資證券、社債券その他命令で定めるもの（明治三十九年法律第三十四號國債に關する法律又は社債等登録法の規定により登録されたものを含む。）をいう。

第三條 指定證券の譲渡については、その譲渡の計畫に關し、豫め證券處理調整協議會（以下協議會という）の承認を経なければならぬ。

第四條 協議會は、協議員を以てこれを組織する。

協議員は、左の各號に掲げる者の代表者（第五號の規定に基く命令により指定された個人についてはその者）を以てこれに充てる。

- 一、國
- 二、持株會社整理委員會

三、閉鎖機關整理委員會（二二、三、八改正）

四、日本銀行

五、前各號に掲げるものの外、命令で指定するものがあるときは、その者

第五條 協議會に議長を置く。

議長は、協議員の中一人を以てこれに充てる。

議長の選任及び解任は、協議員の過半数を以てこれを決する。

議長は、協議會の會務を總理し、協議會を代表する。

第六條 協議會の決議は、議長の選任及び解任の場合を除く外、協議員全員の意見の一致による。

前項に規定するものを除く外、協議會の運営に關し必要な事項は、協議會の規約（以下規約という）を以てこれを定める。

第七條 指定證券（第二條第一項第五號の指定證券を除く。）を譲渡しようとする者は、規約の定めるところにより、譲渡の時期、價額、數量その他譲渡に關し必要な事項を記載した計畫書を作成し、これを協議會に提出しなければならない。但し、命令の定める場合はこの限りでない。

前項の規約を決定したときは、協議會は命令の定めるところにより、これを公告しなければならない。これを改正したときもまた同様とする。

第八條 前條第一項の規定による計畫書の提出があつたときは、協議會は、これを検討し、有價證券の分散を圖るに適當であると認めたとときは、これを承認する。

前項の場合において、計畫書に記載された事項のうち、同項に掲げる趣旨に照し、協議會が不適當と認めるものがあるときは、協議會は、計畫書の承認をなさず、又は所要の變更を加えて計畫書を承認することができる。

前二項の規定による處分をしたときは、協議會は、計畫書の提出者に對し、これを通知する。

前條第一項の規定による計畫書の提出があつた場合において、その提出があつた日から三十日以内に第三項の規定による處分の通知又は特別の指示がなかつたときは、その期間満了の日において、その計畫書は、協議會が、これを承認したものとなす。

第九條 第二條第一項第五號の指定證券については、持株會社整理委員會において、命令の定めるところにより、昭和二十一年勅令第五百六十七號第四條又は第五條の規定により持株會社整理委員會に對し提出された株式處分計畫書（同令第六條第一號に掲げる者に譲渡すべき株式に屬するものを除く。以下同じ）に記載する計畫書を綜合し、この綜合計畫につきて、協議會の承認を受けるものとする。

前條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

持株會社整理委員會は、第一項の規定による承認を受けた綜合計畫に基かなければ、昭和二十一年勅令第五百六十七號第八條の規定による株式處分計畫書の承認をしてはならない。

第十條 第八條の規定により指定證券の譲渡に關する計畫書の承認を受けた者又は第二條第一項第五號の指定證券について昭和二十一年勅令第五百六十七號第八條の規定により株式處分計畫書の承認を受けた者は、當該計畫書の定めるところに従つて、指定證券の譲渡を協議會に委託しなければならない。但し、命令で定める場合はこの限りでない。（二三、七、二九改正）

前項の規定による委託があつたときは、協議會は、委託者の代理人として、その承認した計畫に従つて指定證券を譲渡しなければならない。

前項の場合において、市況の變化その他やむを得ない事情によりその承認した計畫に従つて指定證券の譲渡をすることができなかつたときは、協議會はその計畫を變更することができる。

第八條第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十一條 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十號）に規定する特別經理株式會社及び同法第五十二條に規定する者（以下特別經理會社等という。）は、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）第七條の規定に基いて定められる命令の規定により譲渡する有價證券については當該有價證券の譲渡を協議會に委託することができる。（二三、七、二九

改正)

第十一條の二 企業再建整備法に規定する特別經理株式會社(以下特別經理株式會社という)の株主又は債権者は、同法第三十九條の四の規定による新株の引受をすることが出来る権利の譲渡を協議會に委託することができる。(二二二、一一、一一、二三、七、二九改正)

第十二條 第一條第一項又は第十一條の規定により、協議會に對し、譲渡の委託をする者は、命令の定めるところにより、協議會に對し手数料を支拂はなければならない。前條の規定により協議會に對し権利の譲渡の委託をするものも同様である。(二二二、一一、一一、二三、七、二九改正)

第十二條の二 協議會は指定證券を發行する會社及第十一條の二の規定により協議會が譲渡の委託を受けた権利に係る新株を發行する特別經理株式會社に對し、その業務及財産の狀況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(二二二 一一、一一改正)

第十三條 協議會は、指定證券の圓滑且つ公正な處分を圖るため必要があると認めるときは命令の定めるところにより、關係各廳官吏、指定證券を所有する者又は證券の取引に關し特別の知識経験を有すると認められる者に對し、協議會の會議に出席して意見を述べべき旨を要求し、又は有價證券市場の狀況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告、情報又は

資料の提出を求めることができる。

前項の規定により、會議に出席すべきことを要求された者に支給すべき旅費、報告、情報又は資料の提出を求められた者に對する費用の辨償その他前項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第十四條 政府の指定する會社その他の法人(以下指定法人という)は、命令の定める日において株主名簿又は出資者名簿に記載された株主又は出資者の住所及び氏名又は名稱並びに各株主の有する株式の種類及び數又は各出資者の有する出資の口數を、協議會に報告しなければならない。

前項の規定により報告をした後、その報告に係る事項に異動を生じたときは、指定法人は、命令の定めるところにより、異動に係る事項を協議會に報告しなければならない。

指定法人が解散したとき、又は指定法人でなくなつたときは、命令で定める者は、遅滞なくその旨を協議會に報告しなければならない。

第十五條 指定法人は、商法第二百二十七條第一項の規定にかかわらず、無記名式の株券を發行することができない。

指定法人の株主で無記名式の株券を有する者は、命令の定めるところにより、その株券を記名式とした後でなければ、その権利を行使することができない。

第十六條 協議會の經費は、規約の定めるところにより、第四條第二項各號に掲げる者において、これを負擔しなければならない。

第十七條 協議會の事務を處理させるため、協議會に事務局を附置し、これに所要の職員を置く。協議會は、命令の定めるところにより、事務局の所在、議長の住所及び氏名その他必要な事項を公告しなければならない。

第十八條 協議員その他の協議會の職員は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

前項に掲げる者は、株券出資證券又は社債若しくは特別の法令により設立された法人の發行する債券（社債等登録法の規定により登録されたものを含む）を賣買し、又は他の行うこれ等の證券の賣買に關與してはならない。但し法令による職務の執行としてする場合、又は協議會の承認を受けた場合は、この限りでない。

第十九條 この法律によりなすべき公告に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一、第十條第一項の規定に違反し協議會に對する讓渡の委託をなさずして指定證券を讓渡した者

二、削除（二三、七、二九改正）

三、第十二條の二の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告若しくは資料の提

出をした者（一二、一一、一一改正）

四、第十四條第一項又は第二項の規定に違反し報告を怠り、又は虚偽の報告をした者（一二、一一、一二改正）

第二十一條 協議員その他協議會の職員が、第十八條第二項の規定に違反し兩項に掲げる行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十二條 協議員その他協議會の職員又は職員であつた者は、その職務に關し知り得た秘密を漏し又は窃用したときはこれを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

第二十四條 左の各號の一に該當する者は、これを千圓以下の過料に處する。

一、第十三條の規定により協議會の會議に出席を要求された場合において、正當の理由なくして出席しない者

二、同條の規定による報告、情報又は資料の提出を求められた場合において、その提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若しくは資料の提出をした者

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、指定證券に關しこの法律施行の際、讓渡契約が成立してゐる場合又は讓渡の申込のあつた場合においては、當該讓渡行爲については、これを適用しない。

附 則 (二三、七、二九改正)

- 1 この法律は公布の日からこれを施行する。
- 2 この法律施行前に、企業再建整備法第十五條第一項から第三項までの規定(同法第二十條第二項及び第二十一條第二項の規定並びに同法第五十二條の規定に基いて定められる命令の規定において準用する場合を含む。)により認可を受けた特別經理會社等の整備計畫に定められた有價證券の處分の方法に關する事項は、これを當該決定整備計畫に定められなかつたものとみなす。但しこの法律施行前に有價證券の讓渡に關する計畫書について證券處理調整協議會(以下協議會という。)の承認を受けた特別經理會社等の決定整備計畫については、この限りでない。
- 3 前項但書の規定の適用を受ける場合における特別經理會社等の有價證券の讓渡及び協議會への讓渡の委託については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行前(前項の規定によりなお従前の例によるべき期間を含む。)においてなされた行爲

に對する罰則の適用については、この法律施行後(従前の例によるべき期間を含む。)においてもなお従前の例による。

有價證券の處分の調整等に關する法律の

施行に關する勅令(昭和二十二年勅令第七十三號)

二三、七公布
二三、八、九改正
二三、八、二改正

第一條 この勅令において、指定證券、證券處理調整協議會及び指定法人とは、昭和二十二年法律第八號有價證券の處分の調整等に關する法律(以下法という。)に規定する、指定證券、證券處理調整協議會及び指定法人をいう。(二三、八、二改正)

第二條 法第二條第一項において有價證券とは、同條第二項に掲げるものの外、左に掲げるものをいう。

- 一、特別の法令により設立された法人(會社を除く。)の發行する債券。
- 二、外國又は外國法人の發行する證券、株券、社債券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。

第三條 削除(二三、八、二改正)

第四條 法第七條第一項但書の規定により、指定證券の讓渡に關し、證券處理調整協議會(以下協議

會という。)に對し、計畫書を提出することを必要としない場合は、左の各號の一に該當する場合とする。

- 一、政府の特別の資金の運用の爲所有する指定證券を譲渡する場合
- 二、昭和二十一年勅令第二百九十四號(連合國財産の返還等の件)第一條の規定による連合國財産である指定證券を返還する爲譲渡する場合(二三、八、二改正)

第五條 法第十條第一項但書の規定により、協議會に對し、指定證券の譲渡を委託することを必要としない場合は、左の各號の一に該當する場合とする。

- 一、昭和二十一年勅令第五百六十七號(會社の證券保有制限等に関する件)の規定に基づいて、同令第六條第一項第二號に掲げる者に株式を譲渡する場合

二、指定證券を發行した法人が當該指定證券を買入れて消却する爲にこれを當該法人に譲渡する場合

三、前條第二號の規定に該當する株券又は出資證券を除く外、株式又は出資證券を發行した法人の従業員に、當該株式又は出資證券を譲渡する場合

四、前二號の場合を除く外、法第七條の規定により提出する計畫書に譲渡の委託をしない旨を記載して、協議會の承認を受けた場合

五、昭和二十一年勅令第五百六十七號第八條の規定により、株式處分計畫の承認を受けた者が、譲渡の委託をしないことに關し協議會の承認を受けた場合

第六條 削除(二三、八、二改正)

第七條 法第十四條第三項の規定により、協議會に報告しなければならない者は、左に掲げる者とする。

一、指定法人が合併により消滅した場において、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人

二、前號に掲げる場合を除く外、指定法人が解散した場合においては、清算人又は破産管財人

三、指定法人であつた法人が指定法人でなくなつた場においては當該法人
第八條 指定法人の株主で無記名式の株券を有する者は、株主總會において、その権利を行使しようとするときは、法第十五條第二項の規定により、その會日の一週間前迄に、當該指定法人に對して無記名式の株券を記名式とすることを請求しなければならない。

附 則

この勅令は、法施行の日から、これを施行する。

附 則(二三、八、二改正)

この政令は公布の日からこれを施行し昭和二十三年法律百九十二號施行の日（七月二十九日）からこれを適用する。

有價證券の處分の調整等に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第八號）施行前にその讓渡に關する計畫書について證券處理調整協議會の承認を受けた企業再建整備法に規定する者の所有する有價證券の讓渡については、改正前の有價證券の處分の調整等に關する法律の施行に關する勅令第一條第四條第二號から第五號までの規定及び第六條の規定は、なおその効力を有する。

有價證券の處分の調整等に關する法律の

施行に關する閣令（昭和二十二年閣令第九號）昭二二、三、八公布

第一條 この閣令において、證券處理調整協議會、指定證券及び指定法人というものは、昭和二十二年法律第八號有價證券の處分の調整等に關する法律（以下法という。）に規定する證券處理調整協議會指定證券及び指定法人をいう。

第二條 證券處理調整協議會（以下協議會という。）は、法第七條第一項の規約を決定したときは、官報に掲載することにより、これを公告しなければならない。これを改正したときも、また同様とする。

第三條 法第十二條の規定により、協議會に對し、支拂う手数料は、協議會の定める準則による。

前項の準則は、内閣總理大臣の認可を受けて決定する。その改正についても又同様とする。

協議會は、第一項の準則を決定し、又は改正したときは、これを公告しなければならない。

第四條 協議會は、法第十三條第一項の規定により協議會の會議に出席することを要求し、又は報告、情報若しくは資料の提出を求めるときには、文書を以て、これをしなければならぬ。

第五條 法第十三條第一項の規定により、協議會の會議に出席すべきことを要求された者に對しては、協議會は、協議會の決定する準則により旅費を支給する。

第三條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第六條 法第十三條第一項の規定により、報告、情報又は資料の提出を求められた者に對しては、協議會は、相當と認める報酬又は實費を支給する。

第七條 指定法人は、法第十四條第一項の規定により、内閣總理大臣の指定する日（内閣總理大臣の指定する日後指定法人となつた法人については、指定法人となつた日とする。以下同じ。）において株主名簿又は出資者名簿に記載された各株主又は各出資者毎に、別表様式第一により報告書二通を作成し、内閣總理大臣の指定する日後二箇月以内に、これ 協議會に提出しなければならない。

第八條 指定法人は、法第十四條第二項の規定により、前項の規定による報告に係る事項について毎

別表様式第二

株式出資=關スル異動報告書 (年 月末現在)

報告者名	受付年月日		取扱年月日		取扱番號		
株主(出資者)の 氏名又は名稱	種類	株(出資口數)異動			◎ 點檢 印	株式 出資總殘高	摘 要
		増	減	現在高			

(日本標準規格 B5 1.82 2.27)

様式第一記載心得

- 一、本報告書は株主(出資者)毎に別紙とし、協議會の作成發行したものを使用すること。
- 二、◎印の欄は記入を要しないこと。
- 三、會社別整理番號の記載方法は左によること。
 - イ、最初の報告の場合は各會社毎に一貫番號とすること。
 - ロ、株主(出資者)が新に生じたときは追加番號によること。
- 四、株主(出資者)氏名には振假名を附すること。
- 五、種類は、舊株、第一新株、優先株等を舊、一新、優等と記載すること。

様式第二記載心得

- 一、本報告書は各指定法人毎に適宜の用紙に記載すること。
- 二、◎印の欄は記入を要しないこと。
- 三、株主（出資者）はアイウエオ順に記載すること。
- 四、種類は舊株、第一新株、優先株等を舊、一新、優と記入すること。
- 五、増減は前月末に比して異動のあつた種類についてのみ株主（出資者）別に毎月末現在にて増減の数を記入すること。
- 六、株式（出資）総残高は株式（出資）のうちある種類のみ異動のあつた場合にも全部についての合計数を記入すること。
- 七、全く異動のないときは適宜の様式によつてその旨報告すること。
- 八、報告者の名稱、所在地、資本金、株式（出資）の種類、額面金額及び拂込金額等に變更のあつた場合には、その詳細を別紙に記載し、これを添附すること。

昭和二十二年政令第九十一號

昭和二十二年法律第八號有價證券の處分の調整等に関する法律は、昭和二十二年六月十八日から、これを施行する。

證券處理調整協議會規約

昭和二十二年六月十八日施行
 昭和二十三年四月十六日改正
 昭和二十三年八月十三日改正

第一章 總 則

第一條 本協議會は、昭和二十二年法律第八號有價證券の處分の調整等に関する法律（以下法という）によつて、これを設立し、證券處理調整協議會と稱する。

第二條 本協議會は財産税法に基いて國庫に納付せられる有價證券、戦後經濟の民主化を圖るため處分せらるべき有價證券等多額の有價證券の圓滑にして公正なる處分の迅速且つ活潑なる實行をはかるため、有價證券市場の狀況に應じて、その處分に関する時期、價額、數量等に所要の調整を加へるとともに、廣く國民の間に有價證券の分散を圖ることを目的とする。

第三條 本協議會の事務局を、東京都に置く。

第四條 本協議會の公告は、官報に掲載して、これをなす。

第二章 會 議

第五條 本協議會の會議は、毎月二回以上議長が、これを招集する。

協議員は、必要があると認めるときは、議長に對して會議の招集を請求することができる。

第六條 左に掲げる事項は、豫め會議の決議を経なければならぬ。

- 一、規約の變更
- 二、議長の選任及び解任
- 三、法第八條（法第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認、不承認又は變更承認（二三、八、一三改正）
- 四、委託を受けた有價證券の讓渡（二三、八、一三改正）
- 五、事務局長、事務局總務室長及び各部長の任免
- 六、規程の制定
- 七、旅費準則の制定

八、經費豫算

九、國、持株會社整理委員會、閉鎖機關整理委員會、日本銀行に對する經費の割當

十、その他の業務に關する重要な事項

第七條 協議員は、已むを得ない事故があるときは、代理人を會議に出席させることができる。

前項の代理人は、代理權を證する文書を會議に提出しなければならない。

第八條 議長は、協議員又は前條の代理人が正當の理由により會議に出席しなかつたと認めるときは、當該協議員に對し、三日以内に當該會議の議事に關する記録を送付し、當該會議の決議についての賛否の意見を求めなければならない。

前項の場合において、當該協議員は、當該會議の決議について反對の意見を有するときは、議事の記録の送付を受けた日から五日以内に、文書を以て、回答をしなければならない。

第一項の場合において、前項の期間内に、當該協議員から文書による回答のないときは、當該會議における決議については、當該協議員の同意があつたものとみなす。

第九條 本協議會の會議には、連合軍最高司令部經濟科學局からオブザーバーが出席する。

第十條 本協議會の會議において、協議員の意見の一致を得ることが困難であると認められるとき又は連合軍最高司令部の方針に鑑み議案に疑義のあるときには、議長はその旨を確認し、當該會議の

終了した後、文書を以て、オブザーバーの意見を求めなければならない。

前項の規定によりオブザーバーが意見を述べた場合には、協議員は、これに従はなければならない。

第十一條 議長は、會議の議事に関する記録を作成し、これに當該會議に出席した協議員又は代理人の署名捺印を求め、これを保管しなければならない。

議長は、第八條第二項の規定により、協議員が意見を述べたときには、前項の規定による議事に関する記録にその旨を附記し、當該協議員の署名捺印を求め、同條第三項に該當するときには、その旨を附記しなければならない。

第三章 業務の執行

第十二條 法第七條の規定により本協議會に提出する證券處分計畫には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 讓渡者の住所及び氏名又は名稱
- 二 讓渡しようとする指定證券の種類、銘柄及び數量
- 三 讓渡希望時期
- 四 讓渡希望價額

五、當該指定證券を發行法人が買入れて消却するものについては、その數及び當該發行法人並に特別な價額による場合には、その價額

六、指定證券である株式で當該株式の發行會社の本店、支店その他の事務所、工場等の所在地に住所を有する個人との間に讓渡の豫約の成立してあるものについては、その事實その數及び讓受人たるべき者の氏名並びに特別なる價額による場合には、その價額

七、法の施行に関する勅令（以下令という。）第五條第三項に該當する場合には、その事實、その數及び讓受人たるべき者の氏名並びに特別な價額による場合には、その價額

八、前三號に掲げるものを除く外 讓渡の豫約あるものについては、その事實、その數及び讓受人たるべき者の氏名並びに特別な價額による場合にはその價額

九、讓渡の豫約の成立している場合を除く外、讓受人たるべき者について特定範圍の者を希望する等讓渡に關し希望條件のあるものについては、その内容

十、對價受領の方法

十一、令第五條第一號乃至第三號に該當する場合を除くの外、讓受人たるべき者が特定している場合であつて本協議會に讓渡の委託をしないことの承認を求めるときには、その旨及びその事由

十二、その他参考となるべき事項

第十三條 削除（二三、八、一三改正）

第十四條 法第十條第一項の規定により指定證券の譲渡を委託する者は、本協議會に對し、文書を以て、その旨を通知するものとする。（二三、八、一三改正）

指定證券以外の有價證券の譲渡の受託については別に定めるところによる。（二三、八、一三改正）

第十五條 本協議會が委託を受けた有價證券の譲渡において、當該有價證券及びこれが對價の授受は譲渡人及び譲受人の間で、これを行うものとする。但し、會議において必要と認めるときには、本協議會は、有價證券及び對價の授受の代行をすることができる。（二三、八、一三改正）

第四章 事務局

第十六條 本協議會の事務局に總務室、調整部、登録部、調査部及び弘報部を置く。（二三、一一、一三改正）

第十七條 總務室においては、左の事務を掌る。

- 一、會議に關する事項
- 二、關係機關との連絡に關する事項
- 三、經理に關する事項

四、庶務及び人事に關する事項

五、各部の所掌に屬さない事項

第十八條 調整部においては、左の事務を掌る。

- 一、證券處分計畫書及び株式處分綜合計畫書の受理、整理及び會議えの附議に關する事項（二三、八、一三改正）
- 二、受託された證券の譲渡に關する事項
- 三、證券の受渡及び保管に關する事項（二三、一一、二八改正）

第十九條 登録部においては左の事務を掌る。

- 一、法第十四條の規定による報告書の受理及び整理に關する事項
 - 二、指定法人の株主又は出資者の現状の調査に關する事項
- 第二十條 調査部においては、左の事務を掌る。（二三、一一、二八改正）

- 一、有價證券の市況の調査に關する事項
- 二、有價證券の分散狀況の調査に關する事項
- 三、有價證券についての相談に關する事項
- 四、一般經濟調査に關する事項

五、 會社調査に關する事項

第二十一條 弘報部においては左の事務を掌る。(二二、一一、二八改正)

一、 證券民主化、啓蒙廣告に關する事項

二、 指定證券の處分の弘報に關する事項

第二十二條 事務局に事務局長、總務室長、各部長その他の職員を置く。

事務局長は、會議の決議に基き、議長の命を承け、事務局の事務を掌理する。

總務室長及び各部長は事務局長の命を承けて總務室及び各部の事務を處理する。

第二十三條 事務局長、總務室長及び各部長は、會議の決議を経て、議長がこれを任免する。

前項の場合を除く外、事務局の職員は、議長がこれを任免する。

第二十四條 事務局の運営その他本協議會に關し必要な規程は、會議の決議を経て、議長がこれを定める。

第五章 會 計

第二十五條 本協議會の事業年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。但し、第一回事業年度は、本協議會設立の日から昭和二十三年三月三十一日迄とする。

第二十六條 議長は、毎事業年度の開始前に、本協議會の會議の決議により、當該事業年度の經費の豫算を調整する。

第二十七條 國、持株會社整理委員會、閉鎖機關整理委員會及び日本銀行は、本協議會の會議の決議により、前條の豫算に基いて、本協議會の經費を負擔する。

第二十八條 議長は、各事業年度經過後決算を行ひ、經費に過不足を生じた場合には、次の事業年度に繰越すものとする。(二三、四、一六改正)

第二十九條 議長は毎事業年度經過後成るべく速かに、財産目録、貸借對照表及び收支計算書を作成し、本協議會の承認を受けなければならない。

前項の書類は、規約と共に、事務局に、これを備え置くものとする。法第四條第二項各號に掲げる者及び證券處分計畫書を本協議會に提出し、又は指定證券の譲渡を本協議會に委託した者は、業務時間何時でも、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

第三十條 議長は、前條第一項の規定による書類を作成するときは、検査人を指定して、本協議會の經理を檢查せしめなければならない。

議長は、前第一項の規定による承認を求めるときは、前項の規定による検査の結果を添附しなければならない。

第三十一條 本協議會は、毎事業年度の經過後二ヶ月以内に收支計算書を作成して、内閣總理大臣にこれを提出する。

四二

證券處理調整協議會業務規程

昭和二十二年六月十八日施行
昭和二十三年三月五日改正
昭和二十三年八月六日改正

目次

第一章 總則	
第二章 證券處分計畫書及び株式處分綜合計畫書	
第一節 證券處分計畫書及び株式處分綜合計畫書の提出	
第二節 計畫書の承認、不承認又は變更承認	
第三章 削除	
第四章 協議會に對する讓渡の委託	
第五章 讓渡の委託を受けたる有價證券の處分	
第一節 入札賣出	
第二節 委託賣出	

第六章 證據金

第七章 受渡

第八章 讓渡に關する報告書の提出

第九章 雜則

附則

第一章 總則

第一條 證券處理調整協議會（以下協議會という）の業務は昭和二十二年法律第八號有價證券の處分の調整等に關する法律（以下法という）同施行令其他關係法令及び協議會規約に定めるものの外本規程により之を行う。

第二條 協議會の業務は財産税法に基いて國庫に納付せられる有價證券、戰後經濟の民主化を圖るため處分せらるべき有價證券等多額の有價證券の處分を圓滑且つ公正ならしめるため有價證券市場の狀況に應じて其の處分に關する時期、價額、數量等に所要の調整を加えらるとともに廣く國民の間に有價證券の分散を圖ることを目的とする。

第二章 證券處分計畫書及び株式處分綜合計畫書

第一節 證券處分計畫書及び株式處分綜合計畫書の提出

第三條 證券處分計畫書（以下計畫書という）は銘柄、種類別に別表第一號の様式により作成し同文二通を協議會に提出しなければならない。

第四條 株式處分綜合計畫書（以下綜合計畫書という）は左により綜合し別表第二號の様式により之を作成し同文二通を協議會に提出しなければならない。

一、株式處分計畫書記載事項に付同一銘柄種類毎に綜合すること。

二、凡そ一年を四半期に分ち、一四半期毎に取纏めて之を綜合すること。（二三、八、六改正）

第五條 協議會は、必要があると認めるときは譲渡せらるべき有價證券の發行法人の定款、決算に關する書類、營業報告書、株主名簿（出資者名簿）の寫又は其の他有價證券譲渡處分上参考となるべき資料を計畫書に添附せしめることができる。

第二節 計畫書又は綜合計畫書の承認、不承認又は變更承認

第六條 計畫書又は綜合計畫書が左の各號の一に該當するときは協議會は之を承認しないか又は變更して承認する。

- 一、虚偽なる記載事項があると認めるとき。
- 二、法令に違反した記載事項があると認めるとき。
- 三、錯誤ある記載事項があると認めるとき。
- 四、他人の名義を詐稱して有價證券を譲受けようとするものがあることを認めるとき。
- 五、譲渡せらるべき有價證券の譲渡の實行が著しく困難であると認めるとき。
- 六、前各號の外法第八條第一項に掲げる趣旨に照し不適當であると認められる記載事項があつたとき。（二三、八、六改正）

第三章 削 除

第七條 削除（二三、八、六改正）

第八條 削除（二三、八、六改正）

第四章 協議會に對する譲渡の委託

第九條 協議會に對し有價證券の譲渡の委託をしようとする者は別表第四號の様式により譲渡の委託をなすべき有價證券の銘柄、種類、數量等を記載した文書を以て之をしなければならぬ。但し計

證書に譲渡の委託をなすべき旨を記載したときはこの限りでない。

四六

第五章 譲渡の委託を受けたる有價證券の処分

第十條 協議會は有價證券の譲渡の委託を受けたときは入札賣出其の方法により直接譲受人に之を賣渡し又は證券業者、金融機關其の他の團體に委託して賣出をなすものとする。

第一節 入札賣出

第十一條 協議會入札賣出をしようとするときは別段の定めがある場合の外は本節に定めるところにより之を行う。

第十二條 入札賣出をしようとするときは其の都度入札をしようとする場所及びその他適當と認められる場所に當該有價證券の銘柄、種類、券種、數量、入札日時及び場所、受渡期日及び方法其の他入札賣出に必要な事項を揭示して之を公表する。

公表事項の變更若くは取消又は入札賣出の取止めには前項の規定を準用する。

第十三條 入札により有價證券を買い取るうとする者（以下入札申込者という）は入札申込締切期限までに別表第五號の様式の入札申込書に左の事項を記載し協議會に提出しなければならない。この場合二以上の銘柄、種類に付申込をしようとする者又は同一の銘柄、種類に付二以上の價格を附そ

うとする者は夫々各別に申込書を作成しなければならない。

一、銘柄、種類

二、數量

三、價格

第十四條 申込價格、債券にありては額面百圓に對する標値段、株券又は出資證券にありては一株又は一口に對する價格とし、單位は夫々拾錢きざみとする。

前項により難い場合は其の都度之を定め公表する。

第十五條 入札申込後において申込の取消又は入札申込書記載事項の改訂を希望する者があるときは申込締切一時間以前に申出た者に限り之に應ずる。

前項の申出は文書を以て直接協議會に提出し其の確認を求めなければならない。

第十六條 落札は最高價格を附したるものより順次之を定める。但し協議會の豫定價格に達しないものは之を落札から除外することができる。

同一價格の申込が二口以上あつて落札者又は落札數量を決定し難いときは申込數量に對する按分比により之を定める。

前各項に定める場合の外割當の決定困難なるときは入札申込書記載事項の趣旨により協議會が之を

四七

定める。本決定に對しては異議を述べることができない。

第十七條 入札申込書記載事項が落札の決定に困難であるとき又は第二條に掲げる目的達成上不適當であると認められたときは申込價格の如何に拘らず落札から之を除外することができ。

第十八條 落札の結果は申込締切當日入札を行つた場所において之を發表する。

前項の規定により難い場合は入札公表をした場所において其の旨を揭示して公表する。

第二節 委託賣出

第十九條 協議會は證券業者、金融機關其の他の團體に有價證券の賣出の委託をしようとするときは別段の定めがある場合の外は本節に定めるところにより之を行う。

第二十條 協議會は有價證券の委託賣出をする場合、第二條に掲げる目的達成上不適當であると認められる買受申込があつた時は當該申込には應じないものとする。

第二十一條 協議會は有價證券の賣出の委託をしようとするときは左の事項に記載した契約書を作成するものとする。

一、銘柄、種類

二、一株又は一口の額面及び拂込額

三、數量

四、價格

五、委託の方法

六、賣出の時期

七、受渡に關する事項

八、證據金に關する事項

九、手数料に關する事項

十、其他賣出の委託に必要な事項

第二十二條 證券業者に有價證券の賣出を取扱わしめようとするときは其の全國的團體に對し銘柄、種類、賣出の價格、數量、時期等を示して委託する。

第二十三條 協議會が讓渡の委託を受けた有價證券の賣出を證券業者其の他の者に委託したときは協議會はその決議に従い賣出手數料を其の受託者に支拂はなければならぬ。

第二十四條 有價證券の賣出の委託をなした場合協議會が必要があると認められたときは隨時受託者より受託の實行に關する報告書を徴するものとする。

第六章 證據金

第二十五條 協議會が第五章に定めるところにより有價證券の賣出をしようとする場合必要があると認めるときは買受人又は賣出の受託者より證據金を徴收する。

第二十六條 前條の證據金の額は協議會が之を定める。

第二十七條 證據金は現金を以て納付するものとする。但し協議會の認めた國債、地方債其の他の有價證券を以て代用することができる。この場合納付すべき有價證券の代用價格の算定に付ては協議會が之を定める。

前項の場合において國債、地方債其の他の有價證券の時價の値下りに因り其の代用價格に甚しき變動が生じたと協議會が認めるときは證據金を追徴することができる。

第二十八條 國債、地方債其の他の有價證券を以て證據金を納付した場合當該有價證券に瑕疵あつたとき又は委任狀其の他の添附書類の不備等に因り名義書替に支障があると協議會が認めるときは直ちに之を現金又は他の有價證券と引換納付せしめるものとする。債券にして元金償還の事由發生した場合も亦同じ。

第二十九條 證據金納付の時期は買受申込のとき又は委託契約成立のときとする。

第三十條 證據金返還の時期は受渡完了の後とする。但し證據金納付の事由が消滅したときは受渡完了前と雖も之を返還することができる。

現金を以て證據金を納付した場合は受渡代金の一部に之を繰入充當することができる。

第三十一條 證據金として納付した現金には利息を附さない。

第七章 受 渡

第三十二條 受渡は協議會と讓受人又は協議會が賣出の委託をなした場合における受託者との間に行うものとする。

第三十三條 協議會が必要があると認めるときは銀行、信託機關等をして協議會に代り受渡事務の全部又は一部を行はしめることができる。

第三十三條ノ二 受渡證券の分割に要する費用は當該證券の賣渡人の負擔とする。(二三、三、五改正)

第八章 讓渡に關する報告書の提出

第三十四條 削除(二三、八、六改正)

第三十五條 受託者が有價證券の賣渡をしたときは左の事項を記載した報告書を別表第七號の様式により作成し之を協議會に提出しなければならない。

- 一、賣渡した有價證券の銘柄、種類及び價格
- 二、賣渡した數量
- 三、買受人の住所、氏名又は名稱及び職業

第九章 雜 則

第三十六條 法第十二條に規定する有價證券の讓渡委託手数料の準則は別に之を定める。

前項の準則は當分の間法第十二條に規定するもの以外のものが有價證券の讓渡の委託をする場合にこれを準用する。(二三、八、六改正)

第三十七條 法第十三條第二項の規定により支給すべき旅費の支給準則は別に之を定める。

第三十八條 本規程の細則は議長が之を定める。

附 則

第三十九條 本規程は昭和二十二年六月十八日より之を施行する。

證券處理調整協議會會計規程

(最終改正昭二三、十、一)

第一條 會計は規約並に本規程の定めるところにより處理する。

第二條 會計は登録會計と一般會計とに分ける。

第三條 各會計の收支は豫算に基いて行う。

第四條 豫算は每一ヶ月毎に之を作製し、協議員の會議(以下單に會議といふ)に提出しなければならない。

第五條 經費の豫算は第九條に規定する經費勘定の各項目について之を定める。

第六條 經費の支出は豫算の範圍内に於て行はなければならない。

第七條 各協議員は協議會に委託して賣出したる證券につき協議會決定の手數料を支拂うものとする。右手數料は證券賣出完了の際支拂はなければならない。

協議會は手数料を以て其の經費を賄い得ない場合は不足額につき協議員に對して前貸を請求することが出来る。但し其の前貸金は爾後當該協議員より受取るべき手数料を以て返濟しなければならない。

協議會對する前貸金は凡て協議員の所有又は管理する證券にして協議會より處分せらるべきもの
の拂込總額を基準として協議員間に按分するものとする。

第八條 經費豫算に不足を生ずる虞のあるとき又は變更を加へる必要のあるときは速かに豫算の追加
又は變更議案を作成して會議の決議を経なければならぬ。

第九條 會計は左記款、項、目によつて整理する。但し目は議長が必要と認めたときは之を改廢又は
追加することが出来る。

總括勘定科目(款)		勘定科目(項)		小科目(目)	
協 議 員 勘 定	受 入 勘 定	協 議 員 勘 定	受 入 手 數 勘 定		
現 金 及 諸 預 け 金 勘 定		現 金 入 料	雜 收 入		
		銀 行 預 金			
		郵 便 振 替 貯 金			
假 本 支 所 勘 定		假 本 支 所 勘 定			

繰越金勘定

假 拂 金	未 收 入 手 數 料	假 拂 金	未 收 入 手 數 料
預 り 有 價 證 券 勘 定	有 價 證 券 預 り 先 勘 定	預 り 有 價 證 券 勘 定	有 價 證 券 預 り 先 勘 定
受 渡 有 價 證 券 委 託 勘 定	受 渡 有 價 證 券 受 託 勘 定	受 渡 有 價 證 券 委 託 勘 定	受 渡 有 價 證 券 受 託 勘 定
前 期 繰 越 金 勘 定	前 期 繰 越 金 勘 定	前 期 繰 越 金 勘 定	前 期 繰 越 金 勘 定
營 繕 費	營 繕 費	營 繕 費	營 繕 費
備 品 費	備 品 費	備 品 費	備 品 費
通 信 費	通 信 費	通 信 費	通 信 費
事 務 用 諸 費	事 務 用 諸 費	事 務 用 諸 費	事 務 用 諸 費

收支決算勘定	業務費	人件費	雜費	設立準備費	消	調	廣	會	給	時	厚	公	保	借	水	雜	設
收支決算勘定	費	費	費	費	耗	查	告	議	與	間	生	租	險	地	道	費	立
收支決算勘定	品	報	傳	費	五	費	宣	及	外	手	公	公	家	光	熱	備	準
收支決算勘定	酬	酬	費	費	六	報	傳	手	手	費	課	料	料	費	費	費	備
收支決算勘定																	

第十條 經費豫算の各勘定科目間の流用は會議の決議を経なければならぬ。
 第十一條 決算は毎年三月末に之を行ふものとする。

第十二條 金錢の出納は議長の代理として事務局長が之を行うものとする。
 但しこの場合一ヶ月分を翌月第一回協議會に報告して承認を受けるものとする。

第十三條 前條の場合に於て事務局長は必要があると認めるときは議長の承認を得て總務室長擔當課長又は支所長を復代理人とすることが出来る。
 第十四條 本規程に關する細目は議長が之を定める。

證券處理調整協議會手数料準則 (昭和二十三年七月九日決議)

第一條 有價證券の處分の調整等に關する法律(昭和二十二年法律第八號)第十二條及び同法施行に關する閣令(昭和二十二年閣令第九號)第三條の規定により讓渡の委託をするものが支拂うべき手数料率は證券讓渡價格の百分の三・七とする。但本料率は凡そ三ヶ月毎に檢討の上必要の際は變更するものとする。

前項手数料以外に讓渡委託者は當該證券賣出毎に要する廣告費、郵送料、業者及び銀行に對する手数料、受渡費用及びその他必要な費用を負擔するものとする。

第二條 前項の手数料徴收の時期は受託證券の受渡完了の時とする。

附 則

本準則は昭和二十三年七月一日から有効とする。

參 照 法 令 (抄)

昭二〇年勅令六五七號

會社の解散の制限等に關する件

第二條 指 會社及び大藏大臣の指定するもの其の所有動産、不動産、有價證券、其の他の財産につき、賣却、贈與其の他權利の移轉を生ずべき行爲を爲さんとするときは命令を以て定むる場合を除くの外、大藏大臣の許可を受くべし。

(下略)

第二條の二 指定會社の株式若くは社債又は指定會社の社員の持分を讓渡し又は債務の擔保に供せんとするものは命令を以て定むる場合を除くの外、大藏大臣の許可を受くべし。

大藏省令第一三號 (舊昭和二十年大藏省令第九七號)

昭和二十年勅令第六五七號の施行に關する省令

第八條 左に掲げる場合においては、令第二條の二の規定による許可を受けることを要しない。

一、同一會社の同種の株式の株金總額又は同一會社の社債若くは出資の總額の百分の一を超えない株式、社債又は社員の持分を有する者が當該株式、社債若くは社員の持分を讓渡し、又は債務の

擔保に供する場合。但し相手方が當該株式、社債又は社員の持分の取得により、その種類の株式の株金總額又は社債若くは出資の總額の百分の一を超えるその種類の株式、社債又は社員の持分を有するに至らない場合に限る。

四、指定會社の株式、社債又は社員の持分を、昭和二十二年法律第八號第三條の規定により證券處理調整協議會の承認を経た計畫に従い、讓渡する場合。但し一人の者に讓渡する株式、社債又は社員の持分がその種類の株式の株金總額又は社債若くは出資の總額の百分の一を超える場合及び相手方が當該株式社債又は社員の持分の取得によりその種類の株式の株金總額又は社債若くは出資の總額の百分の一を超えるその種類の株式、社債又は社員の持分を有するに至る場合を除く。

(下略)

昭和二十一年勅令第二三三號

持株會社整理委員會令

第九條 整理委員會は左の業務を行う。

一、持株會社及指定者よりその所有する證券其の他の財産にして整理委員會の必要と認むるものを

讓受け又は其の所有する株式其の他の出資につき議決權の行使の委任を受け其の事務を處理すること。

二、持株會社及指定者より讓受けたる證券其の他の財産を管理及處分すること。

(中略)

五、昭和二十一年勅令第五六七號第八條第一項の規定により株式處分計畫書の變更の指示をなし又は同條第三項の規定により株式處分計畫書の承認をなすこと。

(下略)

第十條 整理委員會は持株會社の整理を促進する爲必要ありと認むるときは持株會社に對しその所有する證券其の他の財産を整理委員會に讓渡すべきことを指示することを得。

整理委員會は持株會社に對し其の所有する證券其の他の財産を整理委員會に讓渡すべきことを指示することを得。

(下略)

會社の證券保有制限等に関する件

第四條 この勅令施行の際現に存する指定會社又はその際その從屬會社若しくは關係會社となつた會社は、この勅令施行の際他の會社の株式を有する時は、閣令の定める所により、當該株式の處分に關する計畫書を作成し、閣令で定める期限内にこれを持株會社整理委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(中略)

第一項に規定する會社は株式處分計畫書について同項の規定による承認があつたときは、當該株式處分計畫書の定めるところに従い、當該株式を處分しなければならない。

(下略)

第五條 前條第一項に規定する會社の役員若しくは從業員又はその他の者は、この勅令施行の際、當該會社の計算に於て他の會社の株式を有するときは、閣令の定める所により、株式處分計畫書を作成し、閣令で定める期限内に、これを持株會社整理委員會に提出して、その承認を受けなければならない。

第六條 前二條の規定により處分すべき株式については、第七條第一項第一號又は第二號に掲げるものを除く外、閣令の定める所により、先づ、左の各號に掲げる順序に従い、その譲渡の豫約の申込をしなければならない。

一、當該株式の發行會社の從業員

二、當該株式の發行會社の本店、支店、その他の事務所、工場等の所在地に住所を有する個人

第八條 持株會社整理委員會は第四條又は第五條の規定により提出された株式處分計畫書についてはその記載事項が虚偽であると認められるとき又は株式處分計畫書に記載された計畫が、この勅令若しくはこの勅令に基いて發せられる命令の規定に違反していると認められるときは、これを承認してはならない。この場合に於いては、持株會社整理委員會は、當該計畫書を變更すべきことを指示しなければならない。

持株會社整理委員會が株式處分計畫書に記載された譲受人たるべき者が、他人の計算に於て株式を譲り受けようとする者であることを認めるときも、また、前項と同様とする。

持株會社整理委員會は、昭和二十二年法律第八號第九條第一項の規定により提出した綜合計畫について、同條第二項において準用する同法第八條第二項の規定により、證券處理調整協議會が承認をなさず又は所要の變更を加えて承認したときは、株式處分計畫書を承認してはならない。この場合

においては、持株會社整理委員會は、證券處理調整協議會の處分に従い、株式處分計畫書を変更すべきことを指示しなければならない。

前三項に規定する場合を除く外、持株會社整理委員會は、株式處分計畫書の提出があつた場合にはこれを承認しなければならない。

前四項に規定するもの外、株式處分計畫書の承認に關して、必要な事項は、閣令でこれを定める。

第九條 第七條第一項第一號又は第二號に掲げるものを除く外、第四條又は第五條に規定する株式は法人に對してこれを譲渡してはならない。但し第二條第一號の規定に該當する場合は、この限りでない。

第四條又は第五條の規定により株式の處分をなすに當つては、命令で定める會社の發行に係る株式については、一人の者に譲渡する株式の金額は、當該株式の發行會社の資本金額の百分の一に相當する金額又は五萬圓のいずれか高い額を超えることができない。但し第一條第四項各號の一に該當する會社に譲渡する株式及び第七條第一項第一號又は第二號に規定する株式については、この限りでない。

昭和二十一年閣令第八十三號

會社の證券保有制限等に関する勅令の

施行に關する件

第十四條 (前略)

持株會社整理委員會は第一項の規定により株式の譲渡價額を決定する場合に於て、株式譲渡豫約委任書の寫に記載せられた株式の譲渡豫定價額と異なる價額を定めようとするときは、豫め、株式保有者に協議しなければならない。

持株會社整理委員會は、前項の協議の調わなかつた場合には、その旨を證券處理調整協議會に通知しなければならない。この場合においては、證券處理調整協議會は、持株會社整理委員會及び株式保有者の意見を徴した後、當該株式の譲渡價額を決定することが出来る。

證券處理調整協議會は、前項の規定により決定した譲渡價額を持株會社整理委員會に通知しなければならない。

(下略)

第二十二條 株式保有者は、左の各號に掲げる日から一箇月以内に、株式處分計畫書を持株會社整理

委員会に提出しなければならない。

(中略)

前項の株式處分計畫書は、株式發行會社別にこれを作成し、左に掲げる事項を記載しなければならない。

(第一號から第七號まで省略)

八、前號に掲げる株式について、證券處理調整協議會に譲渡の委託をなさないことの承認を受けようとするときは、その旨。

九、當該株式の中、第四號乃至第七號に掲げる株式以外のものについては、その種類、株數並びに譲渡の時期及び相手方等に關する希望事項

十、前號に掲げる株式について、證券處理調整協議會に譲渡の委託をなさうとするときは、その旨

(下略)

昭和二十一年法律第四十號

企業再建整備法

第十五條 主務大臣は第五條第一項の規定による申請があつた場合には、當該整備計畫が適正でその

實行に支障がなく、且つ公益に反しないかを審査し、前條第二項の期間經過後文書によつて認可又は不認可の處分をなす。

主務大臣は前條第二項の規定による申出のあつた事項について、必要があると認める時には、整備計畫に定める事項を變更して認可することが出来る。同項の規定による申出のない場合に於ても、株主又は債權者の權利に直接關係のない事項について、同様である。

主務大臣は前項に規定する場合の外、會社經理應急措置法及びこの法律の目的を達成する爲特に必要があるとき、第六條第一項に掲げる事項で、當該整備計畫に定めのないものを追加して認可することが出来る。

(下略)

第二十條第二項 (第十五條の規定を本條第一項の場合に準用すべき旨の規定)

第二十一條第二項 (第十五條第二十條等の規定を第一項の場合に準用すべき旨の規定)

第二十九條の四 特別經理株式會社の資本増加に當つては、決定整備計畫の定める所により、株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者は、新株の引受權を他に譲渡することが出来る。

第五十二條 この法律の中必要な規定は、命令の定める所により、左に掲げるものに之を準用する。

一、株式會社以外の特別經理會社

二、特別經理會社以外のもので會社經理應急措置法の準用を受けるもの。

前項の規定によりこの法律の規定を準用するにつき必要な事項に關しては、命令で特別の定をすることが出来る。

商總第二二二二號（昭二二、九、二九商工省總務局長通牒）

企業再建整備法の整備計畫についての

經理に關する認可基準

三、資本増加（イ）

金融機關以外の會社である舊株主又は舊債權者については前號に掲げる方法によるの外、他の舊株主又は舊債權者と同一の比率で計算した新株の引受をすることが出来る權利を證券處理調整協議會を通じ、又は直接に他の者に有償譲渡をすることによつても含み益を享受するを認めること。（この場合に於ては譲渡を受けた者は自己の名前で新株の引受をすることとなる。）

商三六二四號（昭二二、十二、十七商工省總務局長通牒）

企業再建整備法の整備計畫についての

認可基準

（第七）（十四）（ト）舊株主又は特別損失を負担した舊債權者であつて、第二會社の株式を譲受けないものは（中略）自己の譲渡を受けるべき數の株式を優先的に買い受ける權利を他に有償譲渡することが出来る。（下略）

昭和二二年法律第五四號

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に

關する法律

第九條 持株會社はこれを設立してはならない。

前項に於て持株會社とは株式を所有することにより他の會社の事業活動を支配することを主たる事業とする會社をいう。

第十條 金融業以外の事業を営む会社は他の会社の株式（議決権のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

第十一條 金融業を営む会社は自己と競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を取得してはならない。

金融業を営む会社であつて、その總資産（未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に對する請求権を除く。）が、五百萬圓を超えるものは、他の会社の株式總數の百分の五を超えて、その会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

第十二條 会社は他の会社の資本金額（株金總額、出資總額及び出資總額の合計金額又は基金總額をいう。）の百分の二十五に相當する金額を超えて、その会社の社債（銀行業を営む会社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

第十四條 何人も相互に競争関係にある二以上の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野に於ける競争を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

何人も相互に競争関係にある二以上の会社の株式を、各会社の株式總數の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得に就いて公正取引委員會の認可を受けなければならない。

※同條第三、四、五項（會社役員の株式取得についての特例）

第一〇五條 第九條の規定施行の際、現に存する持株會社の處置については、命令を以てこれを定める。

第一〇七條 金融業以外の事業を営む会社が、第十條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

第一〇八條 金融業を営む会社が第十一條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

第一〇四條 第十四條の規定施行の際現に同條の規定に反して所有されてゐる株式の處置については命令を以てこれを定める。

第一一三條 公正取引委員會の委員長及び委員は持株會社整理委員會又は證券處理調整協議會の會議に出席して意見を述べることが出来る。

昭和二十二年政令二三九號

昭和二十二年法律第五十四號第百五條に 規定する處置に關する政令

第二條 私的獨占禁止法第九條の規定施行の際現に他の會社の株式を所有してゐた會社（金融業を營むものを除く。）で、その會社の同條の規定施行の直前の決算期の貸借對照表に於ける他の會社の株式の價額が總資産の四分の一を超えていたものは、その解散及び清算に關する計畫書を作成し、この政令施行の日から三十日以内にこれを公正取引委員會に提出しなければならない。

昭和二十三年政令第四十三號

昭和二十二年法律第五十四號、第百七條 第百八條及び第百十條に規定する株式又 は社債の處置に關する政令

第六條第一項（第二條第一項、第三條第一項、第四條第一項の規定により株式處分計畫書又は社債

處分計畫書が提出された場合、於ける公正取引委員會の措置についての規定）

第六條第二項 公正取引委員會は、前項の審査の結果に基き株式又は社債の處分に就いて必要があると認める場合に於いては證券處理調整協議會に委託して譲渡をするべき旨を命ずることが出来る。

第六條第三項 第一項又は前項の規定による命令その他の措置を受けた者は、その命令又は措置に従ひ株式又は社債の處分その他の措置をしなければならない。

昭和二十二年法律第二〇七號

過度經濟力集中排除法

第七條 持株會社整理委員會は、第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中の排除についてこの法律の目的を達成するのに必要な措置をとらなければならない。

持株會社整理委員會は、前項の措置に關し必要な範圍内において左に掲げる權能を有する。

（中略）

五、財産の讓渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有價證券につき議決權の行使の委任を求めること及び當該財産が一個人又は家族の成員の所有に屬する場合においては、その讓渡の對價として受領した金銭で有價證券を取得すべきことを命じ、又はその讓渡の對價として、有價證券を

交付し、且つ、これらの有價證券の任意の譲渡を制限すること。

九、持株會社整理委員會の承認を受けないで財産の移轉その他の行爲をすることを禁止すること。

十一、前各號に掲げる事項を実施するために必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

(下略)

昭和二十三年法律第二十五號

證券取引法

第二條 この法律に於て有價證券とは、左に掲げるものをいう。

- 一、國債證券
- 二、地方債證券
- 三、特別の法律により法人の發行する債券
- 四、擔保附又は無擔保の社債券
- 五、特別の法律により設立された法人の發行する出資證券
- 六、株券又は新株の引受權を表示する證書

七、投資信託の受益證券

八、外國又は外國法人の發行する證券又は證書で前各號の證券又は證書の性質を有するもの

九、その他證券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且適當であると認めて證券取引委員會で定める證券又は證書

(下略)

第三條 本章(有價證券の募集又は賣出に關する届出)の規定は前條第一項第一號乃至第三號及び第五號に掲げる有價證券については、これを適用しない。

前條第一項第八號に掲げる有價證券の中、前項に掲げる有價證券の性質を有するもの及び同項第九號に掲げる有價證券のうち別に證券取引委員會規則で定めるものについても、また、前項と同様とする。

第四條 有價證券の募集又は賣出は、發行者が當該有價證券に關し證券取引委員會に届け出で、且つその届出の効力が生じているものでなければ、これをすることができない。

第八條 第四條第一項の規定による届出は、證券取引委員會が第五條第一項の規定による届出書を受理した日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

第二項 省略

証券取引委員会は第四條第一項第三項又は前條の規定による届出書類の記載によつて當該有價證券の内容が公衆に容易に理解されると認める場合に於いては、第一項に規定する期間に満たない期間を指定することが出来る。この場合においては第四條第一項の規定による届出は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。

(以下略)

第十五條 何人も、有價證券に關し、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じてゐるのでなければ、當該有價證券を取得させ若しくはその取得の申込みをし、又は賣付若しくは賣付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

(以下略)

証券取引委員會規則第十號 (昭和二十三年六月)

有價證券の募集又は賣出の届出に關する規則

第二條 法第二章の規定は、左に掲げる有價證券については、これを適用しない。

一、過度經濟力集中排除法第三條の規定による指定を受けた會社又は第二會社が決定指令の定める所により發行する有價證券、但し、決定指令の通達を受けた日から六箇月以内に募集又は賣出を

する場合に限る。

二、企業再建整備法の規定による特別經理會社又は第二會社が決定整備計畫の定める所により發行する有價證券、但し、整備計畫の認可を受けた日から六箇月以内に募集又は賣出をする場合に限る。

三、金融機關が金融機關再建整備法の規定による整備計畫書の定めるところにより發行する有價證券、但し、整備計畫書の認可を受けた日から六箇月以内に募集又は賣出をする場合に限る。

四、有價證券の處分の調整等に關する法律の定めるところにより證券處理調整協議會を通じて處分される有價證券であつて、あらたに發行される以外のもの。

(以下略)

昭和二十二年勅令第七十四號

閉鎖機關令

第一條 この勅令において閉鎖機關とは、連合國最高司令官の要求に基き、その本邦内における業務を停止し、その資産及び負債の整理をなすべきものとして大藏大臣及び主務大臣の指定する法人その他の團體をいう。

前條の指定は、告示により、これを行う。」

昭和二三、七、二九法一九一號

事業者團體法

第五條 事業者團體は、左の各號の一に該當する行爲をしてはならない。

九、營業用の施設を所有し、若しくは經營し、又は株式（社員の持分を含む。）若しくは社債を所有すること。

關係法令改廢一覽

昭和二十三年十月二十三日現在

會社の解散の制限等の件

- 公布 二〇、一一、二四 勅六五七
- 改正 二一、三、一六 勅一四三
- 改正 二三、六、二四 政一三六
- 同施行に關する件
- 公布 二〇、一一、二四 大令九七
- 改正 二一、三、一六 大令三六
- 改正 二一、六、一九 大令七二

持株會社整理委員會令

- 改正 二三、二、一〇 大令二三
- 改正 二三、二、三二 大令一八
- 公布 二一、四、二〇 勅二三三
- 改正 二一、一一、二五 勅五六七
- 改正 二一、一三、四 勅五九二
- 改正 二一、一、二四 勅二一
- 改正 二一、一三、一八 法二〇四

同施行規則

- 改正 二三、一、七 法二
- 改正 二三、八、一九 政二四〇

金融機關再整備法

- 改正 二三、一一、一一 法一六三
- 改正 二三、一一、二〇 法二二〇

會社配當禁止制限令

- 公布 二一、八、八 關大司令一
- 改正 二三、六、九 總大司令一
- 改正 二三、一一、一八 總大司令二
- 公布 二一、八、一五 法二四三
- 廢止 二三、一一、一六 法一九〇

會社經理應急措置法

- 公布 二一、四、二七 法七
- 改正 二一、一〇、一八 法六八
- 改正 二三、三、八
- 改正 二三、四、一七

會社の證券保有制限等に關する勅令

- 公布 二一、一一、二五 勅五六七
- 改正 二三、一、二四 勅二一
- 改正 二三、二、二二 勅四八
- 改正 二三、一一、一八 法二〇四
- 改正 二三、八、一九 政二四五

金融機關經理應急措置法

- 公布 二一、八、一五 法六
- 改正 二一、一〇、一九 法三九

同施行に關する件

- 公布 二一、一一、二五 關令八三
- 改正 二一、一二、二四 關令八八
- 改正 二三、一、二四 關令四
- 改正 二三、五、七 總令二四

企業再整備法

- 公布 二一、一〇、一八 法四〇
- 改正 二三、四、一六 法六八

有價証券、處分の調整に関する法律

- 公布 二二、一、一七 法 八
- 改正 二二、三、八 勅 七五
- 改正 二二、一二、一一 法 一六三
- 改正 二二、七、二九 法 一九二

同施行に関する勅令

- 公布 二二、三、七 勅 七三
- 改正 二二、四、九 政 八一
- 改正 二二、八、二 政 二一二

同施行に関する閣令

- 公布 二二、三、八 閣令 九九

閉鎖機關令

- 公布 二二、三、八 勅 七四
- 改正 二二、八、二一 政 二五一

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- 公布 二二、四、一二 法 五四
- 改正 二二、七、三一 法 九一
- 同法第百四條に規定する處置に関する政令
- 公布 二二、一一、八 政 二三八
- 同法第百 條に規定する處置に関する政令

公布 二二、一一、八 政 二三九

同法第七條、第八條及び第百十條に規定する株式又は社債の處置に関する政令

- 公布 二二、二、二七 政 四三

會社利益配當等臨時措置法

- 公布 二二、一二、一六 法 一九〇
- 改正 二二、一二、一八 法 二〇七

過度經濟力集中排除法

- 公布 二二、一二、一八 法 二〇七

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

- 制定 二二、二、八 持株公一
- 改正 二二、二、二二 持株公三
- 改正 二二、五、六 持株公六

過度經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律

- 公布 二二、一二、一八 法 二〇八

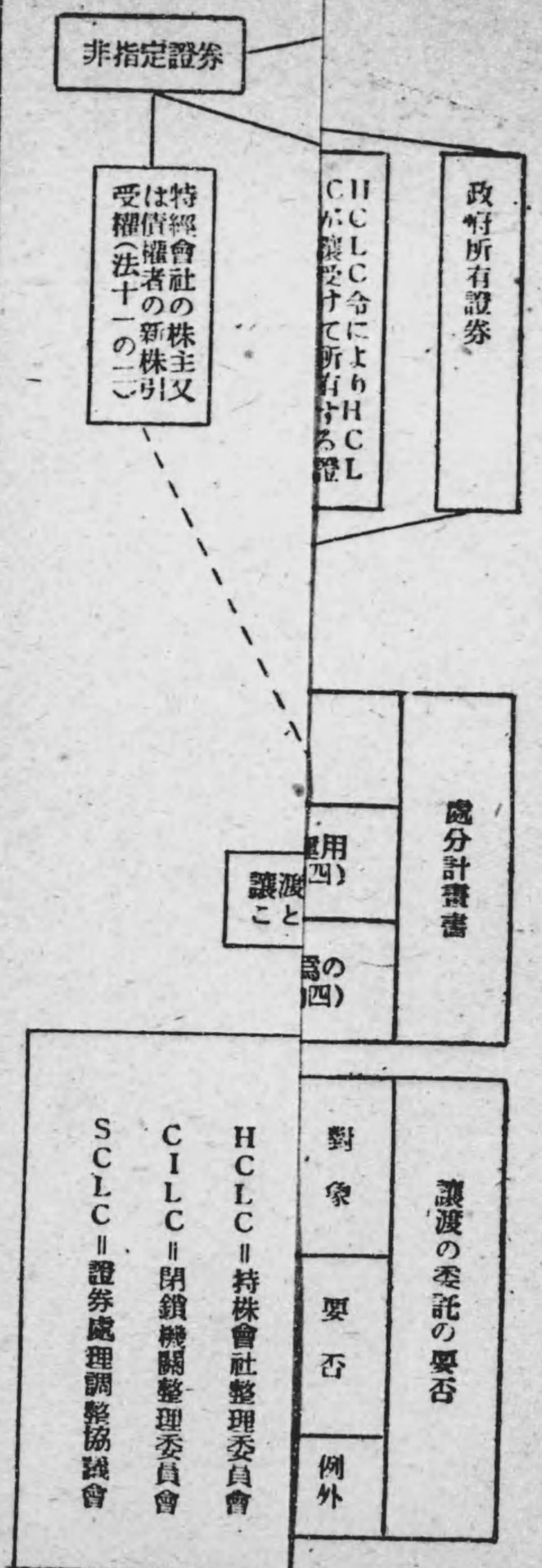
財閥同族支配力排除法

- 公布 二二、一、七 法 二

證券取引法

- 公布 二二、四、一三 法 二二五
- 公布 二二、七、二九 法 一九一

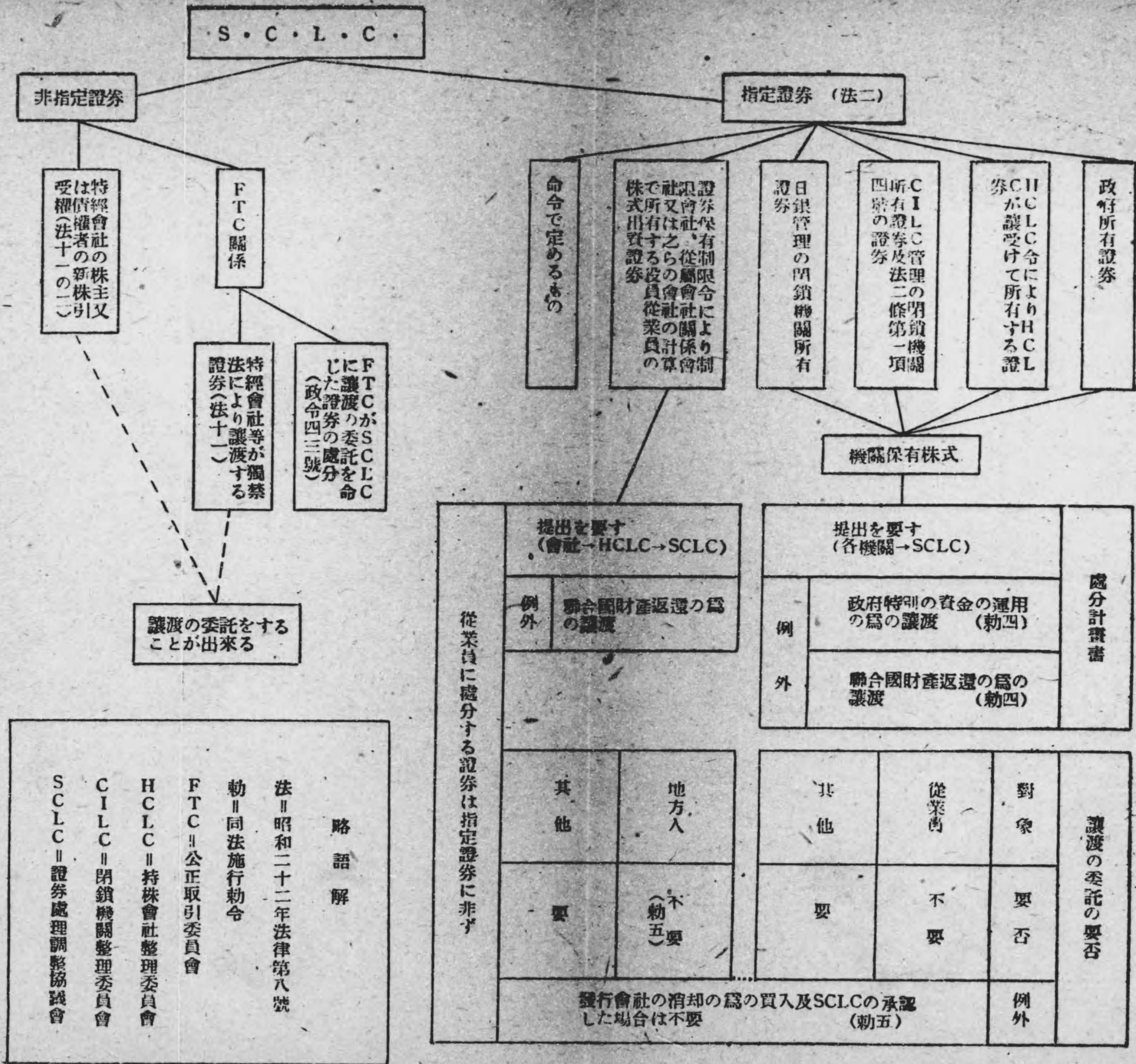
證券處理調整協議會關係證券一覽表



「説明」

- 一、SCLCが關係する證券には法第一條に規定する所謂指定證券と同法の他の條項又は他の法令に規定する所のこゝに所謂非指定證券とがある。
- 二、前者はSCLCとその處分計畫書が提出されると共に原則として譲渡の委託が行はれる。後者は譲渡の委託のみが行はれる。
- 三、有價証券は譲渡を受けるた新株引受權は指定證券と同様の取扱を受ける故敢て漏れしない。

證券處理調整協議會關係證券一覽表




「説明」

- 一、SCLCが關係する證券には法第二條に規定する所謂指定證券と同法の他の條項又は他の法令に規定する所のこゝに所謂非指定證券とがある。
- 二、前者はSCLCとその處分計畫書が提出されると共に原則として譲渡の委託が行はれる。後者は譲渡の委託のみが行はれる。

略語解

法 昭和二十二年法律第八號
 勅 同法施行勅令
 FTC 公正取引委員會
 HCLC 持株會社整理委員會
 CILC 閉鎖機關整理委員會
 SCLC 證券處理調整協議會

従業員に處分する證券は指定證券に非ず	提出を要す (会社→HCLC→SCLC)		處分計畫書	
	例外	聯合國財産返還の爲の譲渡		
	其他	要		
従業員に處分する證券は指定證券に非ず	提出を要す (各機關→SCLC)		譲渡の委託の要否	
	例	政府特別の資金の運用の爲の譲渡 (勅四)		
	例外	聯合國財産返還の爲の譲渡 (勅四)		
	其他	要	對象	要否
	地方人	不要 (勅五)	従業員	不要
	其他	要	其他	要
	發行會社の消却の爲の買入及SCLCの承認した場合に不要 (勅五)			例外



編輯後記

本協議會に多少とも関係のある法令等を集めて見た。たゞ紙面の都合で割愛せざるを得なかつたものも多い。聯合國最高司令部の覺書等その例である。書中關係法令抄の條項の取捨に就いても自ら意に充たぬ點が少くない。本書使用に當つては讀者自ら一應原典に就かれることを希望する。末尾の法令改廢一覽はその一助ともならう。

經濟民主化に伴うシュトルム・ウント・ドラング時代である。本書も亦遠からずして改版を餘儀なくされるであらう。その折には一層の改善を期したい。

尙本書にはすべて常用漢字を用いるべきであつたが、活字の關係上、止むを得ず舊漢字を使用し、その爲不統一を來した點も多いことをお断りする。

本書編纂に當つては關係各方面より色々御援助を賜つた。篤く御禮を申上げる。

證券處理調整協議會總務課

證券處理調整協議會事務局

所在地 東京都・日本橋・兜町・舊取引所
 總務室・調整部・調査部
 電話茅場町(66) 三三三三九・二八〇五
 三三七二一・三三七七五
 三三三三六
 所在地 東京都・日本橋・室町・三井本館二階
 登記部
 電話日本橋(24) 三二六一〇
 内線一〇六五

編輯人
 兼發行人

證券處理調整協議會
 總務課

印刷所 成美堂印刷所

業務用・非賣品
 (以印刷代贈)

